

平塚市教育委員会令和6年4月定例会会議録

開会の日時

令和6年4月19日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕	委員 守屋 宣成	委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり	委員 増井 峰夫	

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	高梨 里志
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和6年4月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和6年3月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和6年3月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和6年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

今年度の市内小・中学校の児童生徒数、学級数及び職員数について報告するものである。
詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

4月1日時点の状況について報告する。

始めに、児童生徒数の増減だが、小学校の児童数は、普通学級在籍児童が11,077人と前年度比227人の減、特別支援学級在籍児童が523人と前年度比8人の増となり、合計すると11,600人と前年比219人の減となる。中学校の生徒数は、普通学級在籍生徒が5,717人と187人の減。特別支援学級在籍生徒が250人と前年度比21人の増となり、合計すると5,967人と前年度比166人の減となっている。ただし、4月5日までの間に転入があり、小学校で6人、中学校で2人増となっている。小学校では、28校中20校で児童数が減少している。中学校では、15校中12校で生徒数が減少している。

続いて、学級数の増減だが、小学校普通学級が385学級と1学級の減、特別支援学級が114学級と13学級の増で、合計499学級と前年度比12学級の増となる。中学校については、普通学級が172学級と前年度比3学級の減、特別支援学級については55学級で前年度比4学級の増、計227学級と前年度比1学級の増となっている。児童数の減少のわりに、小学校の普通級が1クラスの減にとどまったのは、5年生の35人学級の実施に伴うもの、特別支援級の増は、人数が増えていることもあるが、知的や情緒以外で、1人級のクラス開設が多かったことが理由として挙げられる。実学級数の数字については、加配を使って、小学校6年生以上を35人以下学級にしている学校もあるので、実際の学級数となる。

最後に、教職員数の増減だが、小学校については787人と前年度比7人の増、中学校については465人と前年度比2人の減となっている。内訳については記載のとおりとなっている。小学校で、クラス数の増加の割に、教員数の増加が少ないのは、特複の加配の減少、中学校では、国際学級担当等の加配の減少が挙げられる。事務職員については、クラス数が増減に伴う複数配置、事務連携加配として、加配があったことによるものである。

五領ヶ台分校の教頭は兼務しているので、そこを考慮し合計すると、令和6年度県費負担教職員は1,251人、児童生徒数は17,567人でスタートしたところである。

【質疑】

○大野委員

令和6年4月時点では、市内小・中学校において、クラス担任や教科担任の不在は生じていないという認識でよいか。

○教職員課長

今年度についても、教員の配置はかなり苦勞したが、クラス担任が不在となる学校はない。ただし、加配に当たる教員や、中学校では担任以外の教員が配置できないことはあった。4月1日から療養休暇に入った教員もあり、その代替を見つけることは厳しかった。

4月5日の段階では、中学校で2人、小学校では3人配置ができていなかった。中学校についてはその後配置できたが、小学校ではあと2人配置できていない状態である。

○大野委員

大変な状況であることがわかった。しかし、クラス担任の不在はないとのことであり、児童保護者も安心できたのではないかと思う。

資料から、昨年度と比較し、小学校では臨時的任用教員が増えていることが読み取れる。中学校は昨年度とほぼ同様だが、高い数字と考えている。今年度も、年度当初から多くの臨時的任用教員が働いているが、年度途中になると、代替の教員の確保は更に難しく、学校は厳しい状況にあると思う。

教員の不足は平塚市に限ったことではなく、この先も続くと考えられるが、今や教育の問題を越え、社会全体の課題になってきていると感じている。1週間くらい前の報道となるが、中教審が教職調整額を基本給の4%から10%以上に引き上げる案をまとめたとのことであった。約50年ぶりに教員の待遇が改善される見通しになりそうだということで、嬉しいニュースだと思っている。しかし、OECDの調査でも、日本の小・中学校の教員は世界一忙しいと言われているように、諸外国に比べて教員の業務が多岐に渡りすぎており、これが教員のなり手不足の大きな要因の1つであるとは私に思っている。

教育委員会として、今後も教育現場の働き方改革の趣旨や必要性について、保護者や市民の方に少しずつでも理解を深めていただけるよう努力を積み重ねていくことが必要と感じている。

○教職員課長

教員の配置は年々苦しくなっていると感じている。臨時的任用教員も含め、経験の浅い教員に対してのフォローや、教員からの諸々の相談には丁寧に対応していきたい。

教員の働き方については、まずは健康に働いていただくことが教員不足の面でも重要であると思っている。引き続き安全衛生委員会等で話をしていきたい。

なお、今年度も保護者宛に教員の働き方改革に関する通知を出させていただいた。また、今回は中央公民館に依頼し、各公民館にも通知の配架依頼を行っている。

(2)令和5年度子ども教育相談センター研修等事業報告

【報告】

○吉野教育長

令和5年度に開催した各種研修会・研究会の報告をするものである。
詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

令和5年度に子ども教育相談センターが主催した研修会・研究会について報告する。

子ども教育相談センターでは、支援教育に根差したインクルーシブ教育の推進、各校における支援体制の整備、支援の出発となる教育相談の在り方に関する研修会や研究会、担当者会を毎年開催している。各研修・研究会等の開催日、内容、講師、参加者数は資料の各表のとおりである。

昨年度はコロナ禍前のように、実際に集合しての開催がほとんどであったが、講師の都合でオンラインでの開催となったものもあった。

夏の研修会には多くの先生方が参加され、先生方の支援教育への関心の高まりを感じる。参加した先生方からは、「どのような形でも、講師の話をリアルタイムで聞くことができてよかった」「今後の教育活動に生かせる内容だった」「直接顔を合わせて意見交換ができてありがたかった」といった声をたくさんいただいている。

令和6年度も、先生方のニーズに合った研修会等を、開催方法を工夫しながら実施していきたいと思う。

【質疑】

○増井委員

講師を引き受けていただいている鶴ヶ峰グループとはこういったグループなのか。

○子ども教育相談センター所長

鶴ヶ峰グループは心理職の方からなる会であり、相談室を運営し、カウンセリングや心理職の勉強会などを行っている。

平塚市ではグループ代表のヴィヒャルト千佳こ氏に講師を受けていただいております、教育支援・教育相談に関して心理的な面から助言をいただいている。

○菅野委員

現在は、通常学級にいる特別教育的支援を必要とするお子さんや、特別支援学級、支援教育に対して、すごく注目が集まっている状況だと思う。

教員の数が減っている中では、経験の浅い教員でも支援教育に関わることも想定され、そうすると、働きながら技能を身に付ける仕組みが必要となると思う。

先ほどの説明では、参加者の声やニーズを反映させ研修会等を計画いただいているようだが、更にそれを高めていただきたい。また、教員間で情報共有ができる場を作ることも重要だと考えている。教員間のつながりを作ることを意識し、研修会・研究会を計画して

いただけると、更に支援級の質の向上につながると思う。

○子ども教育相談センター所長

子ども教育相談センターでは、研修会等のほか、教育相談コーディネーター担当者会を実施しており、支援教育に関する情報を各学校に提供し、いかしていただいている。また、教育相談コーディネーターを中心に、経験の浅い教員へのアドバイスなども行っている。

教育相談コーディネーター担当者会では、各学校の情報を共有する場も設けており、市全体で支援教育を高めていきたいと考えている。

○守屋委員

教員への研修についてだが、現代では就職後すぐであっても退職する人が増えていると聞く。人手が不足する時代では、就職いただいた教員が辞めないよう取り組むことも大切である。一般企業では、就職後は研修期間があることが多いが、学校ではいきなりクラスを持つこともある。新採用の教員に対しては、丁寧な研修や悩みの聞き取りなど今まで以上に手厚くやっていかないと人が残らなくなり、結果として子どもたちには悪影響となってしまう。

新採用教員のフォローについては、学校だけに任せるのは厳しいと思うので、教育委員会も協力する必要がある。また、教員間のつながりという点も意識いただき、みんなでフォローし合って、教員を育てていく仕組みづくりに取り組んでいただきたい。

○教育研究所長

新採用教員への研修については、今年度も5月、7月、8月に実施予定となっている。また、このほかにも指導主事が学校を訪問し、新任の教員の授業を見学した後、面談をするということも行っている。面談は、授業についての指摘というより悩み相談の面が強く、新採用教員に寄り添った話をさせていただいている。限られた時間ではあるが、なるべく所属の教員とは違う立場で助言ができるよう努めている。

○教職員課長

新採用教員についてだが、中学校では担任を持たない教員も多いが、小学校では加配の数が少ないので担任をせざるを得ないという状況がある。他県では、小学校であっても新採用教員は担任から外しているところもあるが、本県では現状そうっていない。ただし、県も考えが変わってきていると感じており、これまでは担任ありきであったが、近年は専科や支援級に回してもよいとの話もいただいているので、柔軟に活用していきたい。

○大野委員

子ども教育相談センター主催の研修会は毎年参加者がとても多く、これは教員のニーズに合ったタイムリーな研修内容であるからだと思う。私自身も、学校に勤務していた時には、何度も教育相談・支援教育研修会に参加させていただいたが、講師の話はすぐに役立つありがたい内容であったことを覚えている。また、学校訪問事例研究会について、これは講師に学校を訪問いただくものとなるが、学校が抱える支援教育に関する課題を学校職

員がみんなで一緒に考え、それに対し講師から具体的なアドバイスをいただけるという研究会である。令和5年度も5校で開催されているが、毎年来ていただきたいと思うくらい有意義なものであったと覚えている。

年々増えている不登校の児童生徒や、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒などについて、理解を深め、適切な支援や学校としてのチーム対応につなげるためには、当該クラスの担任だけでなく、様々な立場の教員、子どもに関わる全ての教職員がしっかりと学ぶことが不可欠であると思う。

子ども教育相談センターや教育研究所には、これまでも夏季休業期間中に教員のニーズに合った研修をたくさん開催していただいたと思っているが、更に現場の教員の声に耳を傾けていただければと思う。これからの時代に必要な、また教員にとって有意義な研修を実施していただくことが、平塚の子どもたちのためにつながることだと思うので、よろしく願いしたい。

(3)その他 な し

2 議案第1号 平塚市結核対策委員会委員の解嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市結核対策委員会委員を解嘱するものである。

詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

平塚市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則第6条第8号に規定されている健康診断の検査項目のうち、「結核の有無」において、健康診断における問診調査と学校医による診察の結果をもとに、結核感染が疑われる児童生徒の管理方針を検討するとともに、地域における学校の結核対策の管理方針を検討するために設置しているものである。

当委員会は、平塚市附属機関設置条例における附属機関と位置付けられており、詳細は、平塚市結核対策委員会規則で定められている。

平塚市結核対策委員会規則第3条第1項に「委員会の委員は、医師並びに学校の校長及び養護教諭のうちから教育委員会が委嘱する。」とあり、この規定に基づき委員7人を令和5年5月1日から2年の任期で委嘱している。

この度、平塚保健福祉事務所の長岡 正氏の人事異動と、学校長の伊藤 晴江氏の退職があったので、解嘱するものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第2号 平塚市結核対策委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

先の議案の後任委員を新たに委嘱するものである。

詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

議案第1号により解嘱となった2人の後任として、平塚保健福祉事務所長の大久保 久美子氏と、学校長の佐野 寿美代氏を、前任者の残任期間である令和7年4月30日まで委嘱するものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第3号 平塚市学校運営協議会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市学校運営協議会委員を新たに委嘱等するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

今年度学校運営協議会を設置する21校について、資料の名簿のとおり各校の校長から推薦があった。複数の学校の委員を兼ねている方も一部いるが、延162人について、平塚市学校運営協議会規則第8条2項に基づき、委嘱等行うものである。

なお、任期については、同規則第8条第3項に基づき、令和7年3月31日までとなる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第4号 平塚市教育支援委員会委員の委嘱等について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市教育支援委員会委員を新たに委嘱等するものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から説明する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会は、平塚市附属機関設置条例の定めるところによる附属機関として、障害のある児童生徒の就学に係る支援の在り方について、調査・審議するために設置されており、詳細は平塚市教育支援委員会規則で定められている。

今回、平塚市教育支援委員会規則第2条第1項に基づき、資料の名簿のとおり、24人を委員として委嘱する。また、同規則第2条第2項に「委員の任期は、1年とする。」とあることから、任期は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年となる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第5号 平塚市文化財保護委員会委員の解嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市文化財保護委員会委員を解嘱するものである。

詳細は、社会教育課長から説明する。

○社会教育課長

文化財保護委員会は文化財保護法第190条で市町村に置くことができると規定され、平塚市文化財保護条例第13条に基づき設置をしている。この度、兼平 賢治委員から辞任の申し出があり、本日令和6年4月19日付で解嘱するものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 議案第6号 平塚市文化財保護委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

先の議案の後任委員を新たに委嘱するものである。

詳細は、社会教育課長から説明する。

○社会教育課長

文化財保護委員会は文化財保護法第 190 条で市町村に置くことができると規定され、平塚市文化財保護条例第 13 条に基づき設置をしている。

先の議案により解嘱となった委員の後任委員を委嘱するものである。

今回新任の山本 和重氏は、現在、東海大学文学部で教授を務められており、専門は、日本近現代史である。任期は前任委員の残任期間を継承し、令和 6 年 4 月 20 日から令和 7 年 9 月 30 日までとなる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

8 議案第7号 平塚市博物館協議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市博物館協議会委員を新たに任命するものである。

詳細は、博物館長から説明する。

○博物館長

平塚市博物館協議会は、博物館法第 23 条に規定される、博物館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例第 15 条に基づき設置している。

委員については、博物館法施行規則第 22 条及び平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例第 16 条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行

う者並びに学識経験のある者から任命することとし、同条例第 17 条により任期は 2 年、同条例施行規則第 20 条により定数は 6 人と定めている。

現在の委員の任期が、本年 4 月 30 日で満了となるため、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年間、新たな委員の任命について承認いただくものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

9 議案第8号 平塚市美術館協議会委員の解任について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市美術館協議会委員を解任するものである。

詳細は、美術館長から説明する。

○美術館長

美術館協議会は、博物館法第 23 条で市町村に置くことができると規定され、平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例第 15 条に基づき設置している。

この度、推薦団体である平塚市小学校長会をとおして、森下 志麻委員より辞任の申し出があり、本日令和 6 年 4 月 19 日付で解任とするものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

10 議案第9号 平塚市美術館協議会委員の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

先の議案の後任委員を新たに任命するものである。

詳細は、美術館長から説明する。

○美術館長

美術館協議会は博物館法第 23 条で市町村に置くことができると規定され、平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例第 15 条に基づき設置をしている。

先の議案により解任となった委員の後任委員を任命するものである。

今回新任の勢山 真理子氏は、現在平塚市立岡崎小学校の校長である。委員の任期は前任の残任期間を継承し、令和 6 年 4 月 20 日から令和 7 年 7 月 31 日までとなる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

11 議案第10号 令和7年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和 7 年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について定めるものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

教科用図書の採択のあり方については、一般的に採択方針と呼ばれている。

それでは、資料を読み上げる。「平塚市教育委員会は、令和 7 年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 13 条及び 14 条の規定に基づき、平塚市教科用図書採択地区として令和 7 年度に平塚市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行う。但し、小・中学校用教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。なお、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択は、新たな図書を採択することができる。採択に際しては、神奈川県教科用図書選定審議会や平塚市教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を十分に参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童・生徒・地域等の特性を考慮し、且つ公正確保に努める。さらに、採択後の情報の公開に配慮する。」

この採択方針の前段 7 行は、令和 7 年度から使用する小学校と中学校の教科用図書を、平塚地区として採択することを述べている。

教科用図書の採択は、毎年行うものである。そして、国へ需要数を報告し無償給与を受ける、この流れは毎年必要になる。ただし、一度採択替えが行われた教科書は、法令により 4 年間は、同じ発行者のものを使用することが求められている。現在、中学校で使用し

ている教科書は、令和２年度に採択替えを行い、令和３年度から今年度までの４年間、同一の教科書を使用している。今年度は、中学校の教科書の採択替えの年となり、来年度令和７年度から使用する教科書の採択を行うということになる。

なお、小学校の教科書は令和５年度に採択替えが行われたので、令和６年度から令和９年度まで、同じ教科書を使用することになるが、先ほどの説明のとおり、教科用図書の採択は毎年行っていただくことになる。

続いて、文８行目以降の、「但し」以下の部分では、小・中学校教科書は、教科書目録に登載されている文部科学省検定済教科書のうちから採択することについて示している。なお書き以下だが、学校教育法附則第９条の規定による教科用図書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分である。また、終わりの４行は、十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

12 その他

な し

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会４月定例会は閉会する。

（１４時４３分閉会）